

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第2回会議付属資料

昭和60年度以降の合併の状況

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和 62 年 4 月 1 日	藤橋村(岐阜県)	藤橋村、徳山村	編入
昭和 62 年 11 月 1 日	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和 62 年 11 月 30 日	つくば市	桜村、谷田部町、 豊里町、大穂町	新設
昭和 63 年 1 月 31 日	つくば市	つくば市、築波町	編入
昭和 63 年 3 月 1 日	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和 63 年 3 月 1 日	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成 3 年 4 月 1 日	北上市	北上市、和賀町 江釣子村	新設
平成 3 年 5 月 1 日	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4 年 3 月 3 日	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4 年 4 月 1 日	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5 年 7 月 1 日	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6 年 11 月 1 日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7 年 9 月 1 日	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成 7 年 9 月 1 日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成 11 年 4 月 1 日	篠山市	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	新設
平成 13 年 1 月 1 日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
平成 13 年 1 月 21 日	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成 13 年 4 月 1 日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
平成 13 年 5 月 1 日	さいたま市	浦和市、大宮市、 与野市	新設
平成 13 年 11 月 15 日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
平成 14 年 4 月 1 日	さぬき市	津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町	新設
	久米島町	仲里村、具志川村	新設
計		5 6	編入 17、新設 9

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に新市名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託される新市の名称の候補の選定に関する事項につき、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第6条第1項第3号に規定する委員
- (2) 規約第6条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み

替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

先進事例における新市の名称の調整内容〔新設合併〕

新市名	合併方式	関係市町	公募の有無	調 整 事 例 内 容	実質的な審議機関	備 考
北上市	新設	北上市 和賀市 江釣子村	無	法定協議会発足前に、基本事項の一つとして協議・決定した。 法定協議会において、住民アンケート実施の意見もあったが、知名度等を考慮し、北上市に決定された。	三市町村合併に関する合同会議（首長、議長等）	
ひたちなか市	新設	勝田市 那珂湊市	有	「ひたちなか市」と「勝田市」で意見が分かれた経緯があるが、小委員会で応募結果（約 5000 件）をもとに協議し、候補名 1 点「ひたちなか市」を選定し、協議会に報告した。	法定協議会第 2 小委員会	
あきる野市	新設	秋川市 五日市町	無 （アンケート）	旧秋川市の委員から、「秋川の名前も捨てるから、五日市町の名称にこだわらずに話し合いを進めよう」と提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況があった。 小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、法定協議会で決めないと住民の理解が得られないことから、法定協議会で協議したが、結局調整がつかず、最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。	両首長の協議	
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	有	任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものにすることは決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが調整がつかず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から実質的に決定した。	法定協議会小委員会	
西東京市	新設	田無市 保谷市	有	住民公募の後、小委員会で応募の中から 10 点まで絞り込み、協議会において 5 候補を選定。最終的には、住民アンケートで決定。応募は市内在住者に限定することなく、応募はがき、電子メール、FAX 等により幅広い参加対象とした。 選定は、①地理的イメージ、②地域的特長、③歴史・文化、④市民の理想実現、⑤合併記念、⑥その他の分類で絞込みが行われ、その上で市民意識調査の最多得票により「西東京市」が決定された。	法定協議会小委員会	
さいたま市	新設	浦和市 与野市 大宮市	有	新市名検討小委員会（小委員会）を設置し、応募の中から 5 点を選定後、小委員会で 1 候補「さいたま市」を選定し、法定協議会に報告した。	法定協議会・第 2 小委員会	
さぬき市	新設	津田町 大川度町 志度町 寒川町 長尾町	有	公募の中から各町 10 の候補を選定し、法定協議会で 1 候補を選定された。	法定協議会	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務所の位置等検討小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に事務所の位置等検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託される新市の事務所の位置、建設の是非、事務所の事務の方式等基本的な事項について、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第6条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第6条第1項第2号に規定する委員
- (3) 規約第6条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴

に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

新市の事務所の位置に関する取扱い及びその理由〔先進事例〕

区 分	事務所の取扱い	理 由	新庁舎建設		分庁方式	支所等の設置	
			新市発足時	将 来		支所出張所	窓口機能
北上市 (平成3年4月、 1和賀市、北上市、 1日和田市を合併)	新市発足後、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。旧北上市役所は、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。旧北上市役所は、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。	① 旧北上市役所を新市役所として活用することとした。旧北上市役所は、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。 ② 旧北上市役所を新市役所として活用することとした。旧北上市役所は、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。 ③ 旧北上市役所を新市役所として活用することとした。旧北上市役所は、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。 ④ 旧北上市役所を新市役所として活用することとした。旧北上市役所は、旧北上市役所を新市役所として活用することとした。		平成6年度から建設			
ひたちなか市 (平成6年1月、 1那珂市、1ひたちなか市を合併)	旧ひたちなか市役所を新市役所として活用することとした。旧ひたちなか市役所は、旧ひたちなか市役所を新市役所として活用することとした。	① 旧ひたちなか市役所を新市役所として活用することとした。旧ひたちなか市役所は、旧ひたちなか市役所を新市役所として活用することとした。 ② 旧ひたちなか市役所を新市役所として活用することとした。旧ひたちなか市役所は、旧ひたちなか市役所を新市役所として活用することとした。				○	
あきる野市 (平成7年9月、 1日、秋川市、1あきる野市を合併)	旧あきる野市役所を新市役所として活用することとした。旧あきる野市役所は、旧あきる野市役所を新市役所として活用することとした。	① 旧あきる野市役所を新市役所として活用することとした。旧あきる野市役所は、旧あきる野市役所を新市役所として活用することとした。 ② 旧あきる野市役所を新市役所として活用することとした。旧あきる野市役所は、旧あきる野市役所を新市役所として活用することとした。		(※)H13 完成	○現在は廃止	(※)現在設置	○現在は出張所対応
篠山市 (平成11年4月、 1日、西郷町、1篠山市を合併)	旧篠山市役所を新市役所として活用することとした。旧篠山市役所は、旧篠山市役所を新市役所として活用することとした。	① 旧篠山市役所を新市役所として活用することとした。旧篠山市役所は、旧篠山市役所を新市役所として活用することとした。 ② 旧篠山市役所を新市役所として活用することとした。旧篠山市役所は、旧篠山市役所を新市役所として活用することとした。				○	
西東京市 (平成13年1月、 2日、保谷市、1西東京市を合併)	旧西東京市役所を新市役所として活用することとした。旧西東京市役所は、旧西東京市役所を新市役所として活用することとした。	① 旧西東京市役所を新市役所として活用することとした。旧西東京市役所は、旧西東京市役所を新市役所として活用することとした。			○		○

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に新市建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託される新市建設計画の策定に関する事項について、調査又は審議を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第6条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第6条第1項第3号に規定する委員
- (3) 規約第6条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴

に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

第3回会議の開催日時等について

日 時：平成14年8月20日（火）午後1時30分から

場 所：丹原町文化会館 小ホール

協議項目：第2回会議協議項目の確認等